

生徒・保護者 各位

沖縄県立浦添工業高等学校

校長 金城 盛 秀

(公印省略)

コミュニケーションツールの活用の基本方針について（周知）

平素より本校の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校におきまして、コミュニケーションツールの活用における基本方針策定されましたので報告いたします。生徒・保護者におかれましては、ご理解上、基本方針に沿った対応等のご協力をよろしくお願いいたします。

～～浦添工業高校におけるコミュニケーションツールの活用の基本方針～～

I 「学校におけるコミュニケーションツールの活用推進について（通知）R6.9.9 付」

1. 趣 旨

GIGA スクール構想における児童生徒がクラウドサービスを活用した授業における、学びの深化、学びの転換を実現するため、チャット等コミュニケーションツールの制限を一律に解除する。

2. 方 針【教人第 735 号】教職員の服務規律の確保について（通知）R6.9.9 付」

学校教育活動での積極的なクラウドサービスの活用を目指すため、コミュニケーションツールの活用の基本方針を策定する。

ただし、教職員と生徒とのソーシャルネットワーキングサービスや電子メールによる私的なやりとりを禁止するとともに、校務上必要な場合であってもその取扱いを明確化する。

- (1) 教職員及び生徒は、県立総合教育センターが教職員及び生徒に配布する OPEN アカウントで利用できる WEB サービス等を利用すること。
- (2) 教職員は、生徒に対し、書き込んだことについて、記録（ログ）の確認や復元ができることを伝え、不適切な書き込みをしないように指導すること。
- (3) 教職員と生徒が業務で直接連絡をとり合う場合は、以下の内容を踏まえること。
 - ① 管理職、担任、副担任、顧問、副顧問、学年主任等、他の教職員をメンバーとして登録したグループを設ける。
 - ② 他の教職員に同時送信（Cc、Bcc）したりするなど、他の教職員が連絡内容を共有できる環境内で送受信すること。
 - ③ 緊急を要する相談や生徒の生命身体に危険が生じている場合、その他、速やかに返信する必要がある場合は、適切に返信したうえで速やかに管理職へ報告すること。

- (4) 教職員と生徒が連絡をとり合える時間を、学校で定めること（緊急時を除く）。
- (5) 学校においては、年1回以上、教職員、生徒及び保護者に対し、この取扱いについて周知を図るとともに、生徒性暴力等その他非違行為を防止するため、すべての教職員に文部科学省の児童生徒性暴力防止推進事業研修動画及び人権ガイドブックを利用したサービス指導を実施すること。

Ⅱ 「浦工におけるコミュニケーションツールの活用推進について」

1. コミュニケーションツール活用について

- (1) 教職員と生徒との1対1のやり取りの禁止。
 - ※必要な場合は、科長や担任、副顧問を含めて複数となるようにして連絡をする事。
- (2) 教職員と生徒との個人的（私的）なやり取りの禁止。
- (3) 教職員と生徒・保護者とは緊急の場合を除き、以下の時間帯以外のやり取りを禁止する。
 - 勤務日＝8時～18時まで
 - 部活動時＝8時～19時まで（週休日や祝日を含める）
 - ※ただし、練習時間や場所及び大会等の急な変更などは臨機応変に対応すること。
- (4) 保護者へ上記(1)～(3)の内容を知らせるとともに、理解を図ること。

2. 生徒に対する基本方針「浦添工業高校版 Teams 利用の5つのルール（別紙）」

- 「コミュニケーションツール活用について」を遵守し、適切な利用を心がけること。

Ⅲ 教職員に対する基本方針（「教職員のサービス規律の確保について（通知）. R6. 9. 9」）

1. 教職員が校務上行う児童生徒への連絡方法

校務上行う生徒への連絡は、原則として、学校の電話を使用するか、OPENアカウントで利用できるWebサービス等やスクリレを使用すること。

2. 教職員が生徒への連絡を行う場合の遵守事項

- (1) 学級運営や部活動指導等に係る生徒への連絡は、複数の教職員をメンバーとして登録するグループを設けたり、CC等を利用して同時送信したりするなど、連絡内容を共有できる環境で行うものとし、教職員と児童生徒の1対1でのやりとりをしてはならないこと。
 - HRや部活動は、専用のチャンネルやチャットグループ等を作成して情報伝達を行うこと。
- (2) 生徒から個別に連絡を受けた場合も、当該生徒との連絡は「2. (1)」の対応を原則とするが、緊急を要する相談や生徒の生命身体に危険が生じている場合、その他速やかに連絡をとる必要がある場合は、適切に対応したうえで速やかに管理職へ報告し、その指示を受けること。
- (3) 生徒及び教職員の健康及び福祉の確保を図るため、児童生徒に対する連絡は、学校が定める時間内に行い、やりとりは必要最小限とすること。
- (4) スマートフォンその他の情報通信機器やコミュニケーションツール等を利用して生徒と私的なやりとりをしてはならないこと。

3. 教職員の使用時間について

緊急時を除き、勤務時間以外の連絡等は控えること。

4. OPENアカウントが配布されていない者が校務上生徒と連絡を行う場合について

部活動指導員等OPENアカウントが配布されていない者が、校務上行う生徒への連絡は、原則として学校の電話を使用すること。やむを得ず他の方法で行う必要がある場合は、次の①から④の方法のうち、学校長が学校の実情に応じてあらかじめ定める方法で行うこと。

この場合においても、「Ⅲ 2. 教職員が生徒への連絡を行う場合の遵守事項」を遵守するものとする。

- ① O P E Nアカウントを使用できる教職員を経由する方法
- ② 電子メールによる場合は他の教職員のアドレスに同時送信する方法
- ③ L I N Eによる場合は他の教職員をメンバーとして登録するグループを設ける方法
- ④ ①から③までの方法に準ずる方法

Ⅳ 関係公文等

○令和6年9月9日付、県立学校教育課 教育DX推進室

【教県第1079号】学校におけるコミュニケーションツール活用の推進について（通知）

○令和6年9月13日付、教育庁 学校人事課 管理班

【教人第735号】教職員の服務規律の確保について（通知）

附則

この規定は、令和8年6月16日より施行する。